



## SUZURAN DIARY OF TENKO

<<前のページ | 次のページ>>

2006年11月28日(火)

午前中、交通事故の被害者からの新件の相談がありました。交通事故に遭ったらまず専門家に一度相談することが大切です。その意味で、事故に遭ってから早い段階での相談でしたのでとても良かったと思いました。今後の方針について助言をさせて頂きましたが安心して帰られました。

その後、弁護士会館にて協同組合の理事会に出席し、そのまま隣接士業に関する委員会の研修・交流部会に出席しました。出席者が4名で少し寂しかったです。隣接士業に関する委員会は、昨年出来たばかりの委員会で私が初代の委員長をしています。この委員会は、司法書士、税理士、行政書士などの弁護士業務と密接に関連しているいわゆる士業の人たちとの交流を深めると共に、その関係をどうして行くかを考える委員会です。

「お隣さんと仲良くするためには、境界もはっきりさせる必要がある」というのが、我が委員会のコンセプトです。なかなか難しいところのある委員会ですが、私は、これからの弁護士業務のためにはとても大切な委員会だと思って取り組んでいます。

2006年11月27日(月)

午前中、刑事事件の元依頼者二人に手紙を書きました。一人は、元税務署の職員だった人で、脱税の手伝いをしたということで税法違反と詐欺で懲役4年の有罪判決を受け服役中の人です。刑務所に行ってから元弁護人に手紙をくれる人は比較的少ないので、彼から手紙が来た時は素直に嬉しかったです。社会復帰に向けて努力をしているようです。彼の一日も早い社会復帰と更生を祈り返事を書きました。

もう一人は、殺人と詐欺を実行犯と共謀したとの容疑で起訴され、一審で懲役16年の有罪判決を受け無罪判決を求め控訴し、控訴審の審理も終わり来年1月の判決を待っている人です。弁護人ある私たちも当然無罪を信じています。控訴審での審理は、私が経験したことのない程丁寧な審理でしたので大いに期待していますが、刑事裁判の厳しい現実を何度も経験してきていますので安心は出来ません。被告人となっている依頼者と共に喜びを共有出来る日が来ることを祈って手紙を書きました。

午後は、民事事件で和解が1件成立しました。連帯保証人に対して求償請求がなされた事件でした。連帯保証人である依頼者にも色々言い分がありましたが、連帯保証人として署名・捺印したことは事実でしたので、判決までいくと不利が予想されたので、依頼者を説得して何とか和解を成立させた事件でした。

その後、次期司法修習生の受け入れのための指導弁護士に対する説明会に出席しました。次期司法修習生は、新しいロースクールでの初めての卒業生ということもあり、私たちには分からない点が多くあります。愛知県弁護士会に来る修習生の数も多く、今後今までの良き実務修習制度を維持するのは大変だなと思いました。途中で説明会を退席して、名古屋地方裁判所の交通部の裁判官との意見交換会に出席しました。テーマは高次脳機能障害であり、私自身あまり深く考えたことのないテーマでしたので、とても参考になりました。

2006年11月23日(木)

今日は、勤労感謝の日。最近は何日も事務所外で何か仕事に関わったことをしていることが多かったのですが、今日は久しぶりに一日全く仕事から解放されて、名古



屋シティーマラソンに高二の娘と参加しました。尤も、参加したのは4キロジョギングの部であり、あつという間に走り終えた気がして少し物足りませんでした。日頃ほとんど運動していない娘が最後までついてきたのが立派というよりは我が身の衰えを感じました。それでも最後は娘を突き放しましたが、娘は「可哀想だからお父さんを立ててあげた」と言っていました。



すずらんの実

公認ハーフマラソンを走るトップアスリート達を目の前で見ましたがそれは凄いスピードでした。よくあんなスピードで20キロ以上も走り続けることができるな、というのが私の率直な感想です。どんな分野でも一流は違うとも思いました。さて、来年は10キロの部に参加しようかな…(制限時間内で走れるか少し不安)。

それにしても、今日は一日が長く感じるなあ。

2006年11月21日(火)

慌しく日々が過ぎ、あつという間に冬の足音が聞こえて来た感じがします。今日は、私が比較的取り扱うことが多い交通事故事案においてよく発生する後遺障害の問題について少し書いてみたいと思います。交通事故で比較的重い怪我をした場合は、後遺障害の有無・程度が重要な問題となります。というのは、被害者の方が、後遺障害があるとの認定を受けることができるかどうか、認定を受けられたとして認定を受けた後遺障害がどの程度かによって加害者に請求することができる損害賠償額が大きく変わることになるからです。

被害者の方に、痛みが続いている、あるいは体の働き・機能に制約がある場合であっても必ずしも後遺障害があるとはされません。後遺障害の認定には一定の基準がありそれに即して判断されることになっているからです。交通事故における後遺障害の認定手続きは、一般に自賠責保険損害保険料率算定機構(通常「自算会」と略されています)が行っていますが、争いがある場合の最終判断は裁判所が判定することになります。

また、自算会が行った認定に対しては、異議申し立てをすることが出来ますし、第三者機関である自賠責保険・共済紛争処理機構に紛争処理の申し立てをすることも出来ます。後遺障害の認定に納得が出来ない場合は諦めることなく、各地にある日弁連交通事故相談センター等に相談されると良いでしょう。無料で法律相談を行っています。

私も後遺障害の認定に対する異議申し立ての代理をしたことがあります。何度か認定が変わった経験があります。つい先日、自賠責保険・共済紛争処理機構に紛争処理の申し立てをしたところ、自算会では後遺障害に該当しないとされた事例において、目の機能に後遺症があるとして第12級に該当すると判断が変更されました。

2006年11月9日(木)

今日は(もかな?)、朝から慌しかった。電話が何度も同時に架かってきたりして落ち着かない午前中でした。

内容は、宅建の支部の会員からの法律相談や顧問先から契約書を見て欲しい等その内容は多種多様です。その間に、金融機関の顧問先から、連帯保証人が不動産の名義を移したことが判明した詐害行為に当らならないかとの相談がある。事情を聞くと、主たる債務者が破産するのとほぼ同時にその所有する不動産を親族に贈与しており、詐害の意思は明らかと思える事案であった。訴訟提起を前提に仮処分を検討することになった。

午後の最初の仕事は、マスコミでも大きく取り上げられた引きこもりの施設で起こった監禁致死事件の判決の立会いであった。求刑が懲役5年と重く、厳しい判決(実刑判決)も予想されたが執行猶予が付されてほっとした。本人は勿論、ご両親の気持ちを考えると本当に良かったと一安心である。尤も、被害者、そのご遺族の気持ちを考えるといたたまれない気持ちになる。現代者社会の病理ともいえる登校拒否や引きこもり問題の根は深い。また一度ゆっくり考えてみたい。

これから、交通事故の新件の相談が来る予定、本当に色々な事件が起きますね。

2006年11月7日(火)

朝、交通事故の新件の相談が入る。カーブのところで接触事故。依頼者は止まって待っていたところに相手が衝突してきたと主張。相手方は当初自らの非を認めていたが、後日、自分が止まっているところに依頼者がぶつかって来たと言いが反

対に変化したとのことである。事故現場の様子と衝突痕から依頼者に分があるように思われるが、この手の事件は、目撃者がいないと立証に結構苦勞する。まずは、内容証明郵便でこちらの言い分を通知することにするとどどのような展開になることやら。

打ち合わせ終了後、国選事件の法廷に駆けつける。事件は飲酒の上事故を引き起こしたという道路交通法違反、業務上過失傷害の事案。1年半ほど前に飲酒運転による道路交通法違反の執行猶予が満了したばかりのことを考えると厳しい判決も予想される。被告人は家庭の主婦であり、反省して私の意見を受け入れ車を処分して二度と運転しないと誓っているの、何とか執行猶予が付かないかと私なりに頑張ってみたが…、さて判決は…。

その後、弁護士会で懲戒事件の起案のため記録を閲覧に行く。弁護士は独立性を担保するため、懲戒権は弁護士会にある。そのため、弁護士自らが懲戒事由の有無を調べて判断しなければならない。しかし、貴重な時間を割いて、仲間の懲戒の審査をするのは色々な意味で辛いものがある。弁護士は、こうした委員会活動にも時間が取られる。あまり知られていませんが色々なことをしているのです。

さて今から、農地法の勉強をしなくては（農地の賃貸借の解除についての都道府県知事の許可について）。



## Welcome to Our Office

2006年12月2日(土)

中弁連刑事弁護委員会が福井であり参加しました。私は今年度同委員会の委員長になっているので休むことはできません。名古屋は晴れていましたが、福井に近づくと冷たい雨が降っており、北陸との気候の違いを痛感しました。

委員会のテーマの中心は、来年2月3日に金沢で予定されている刑事弁護経験交流会の準備状況でした。この刑事弁護経験交流会は、中弁連の弁護士が集まって刑事弁護における自らの経験を語り合い、今後の実務の参考にするというものです。10年近く続いています。私も随分参考になっています。刑事弁護に関心のある方には是非参加して欲しい集いです。

この時期福井で委員会が開催される時は、懇親会を開催して蟹を食べるのが恒例になっており、今年もおいしい蟹を食べながら刑事弁護の体験談で盛り上がりました。

2006年12月8日(金)

今週に入り我が事務所は急に慌しくなりました。というのは、年末でただでさえ忙しいところに、民事再生事件を受任せざるを得なくなったからです。前の代理人が辞められたということで私が代理人に就かないと再生事件は廃止に追い込まれるということでもっとも私には何の責任もないのですから、冷たく断っても良かったのですが、目の前でお願いしますと頼まれると、なかなか断れない性分で…。結局一昨日受任することになりました。

いざ、受任してみると、本日が、認否表の提出期限ということであり、加えて関連会社が11日に不渡りを出さざるを得ない状況とのことでした。さあ大変ということで、昨年まで当事務所で勤務していたK先生と奥様のT先生にも加わってもらい本日何とか認否表を提出し、関連会社の再生手続開始の申立と保全処分を申立をしました。あー忙しい、というのが実感ですが、これがきっと弁護士の仕事なんでしょうね…。

2006年12月16日(土)

今日も、再生事件の代理人4人が我が事務所に集いほぼ一日その処理に追われた1日でした。今日は少し違う話題(法曹人口の増大)について書きます。

司法改革の一環?として、「法曹人口を増やせ」ということになり、司法試験の年間合格者がここ十数年で5倍以上にもなりました。この法曹人口の大幅増員の影響を最も受けているのはどうも合格者です。合格し法曹の未来を支えようと希望に燃えている若い司法修習生の就職がとてつもないようです。私も、就職が厳しいとの話を聞き少しでも助力になればと遅ればせながら求人情報を弁護士会のホームページに掲載したところ、次々と事務所訪問の連絡を受け驚きました。事務所訪問を希望される方には全員お会いして、1月頃に採用を決めようと考えていましたが、その数の多さと、事務所の現状からなかなかその機会を持つことが出来ていません。そして次には、事務所訪問に来てくれた修習生から「是非貴事務所に就職したい」との嬉しい申し入れが続いたのです。当事務所に就職希望の修習生から、他の事務所からもオファーが来ているので、採用するならば早く決めて欲しいとの要請があり、ゆっくり選考している暇がなくなりました。そして、最も熱心であった修習生に来てもらうことに決めました。このような事情です、私の事務所に就職希望を出して頂いた修習生、また事務所訪問を希望され機会を与えられなかった修習生の方本当に申し訳ありません。

私の経験から、まだ就職が決まっていない修習生に助言、一にも二にも押しが大事のように思います。少しでも良いと思う事務所があったら積極的に押してみてください。では、この日記を見てくれている修習生の皆様が希望する職場に就職が決まりますよう祈念しております。

2006年12月21日(木)

一年で一番夜が長い季節です。朝6時を少し過ぎてから走り出しましたが、外は真っ暗でした。6時40分くらいになると東南の方向に朝焼けが綺麗に出てきます。朝焼けの空を眺めながらゆっくり走っているととても新鮮な気持ちになります。起きる時は少し辛いですが、それを跳ね除けて起きて走ることは、克己心の強化に繋がるのではないかと頑張っていきます(あまり関係ない気もしますが…)

走り終わってから、犬の散歩をし、神仏にお参りをして朝風呂に入るのが朝走った後のお決まりのコースになっています。もっとも、朝走るのは、週1・2回ですので、あまり大きいことはいえません(神仏のお参りと犬の散歩はほぼ毎日しています)。

2006年12月25日(月)

私事になりますが、今日父が亡くなりました。享年満87歳でした。87歳は、ほぼ天寿を全うしたといえると思いますが、息子としては、まだまだ生きていて欲しかったというのが実感です。もっとも、ここ2年程は父も衰えが激しく、自力での歩行は困難となっていましたし、全身の状態も徐々に悪化していましたので、仕方がないとの気持ちもあります。

母が13年前に亡くなってからは、父はそれまで住んでいた浜松から名古屋に来て私たち家族と一緒に暮らしてくれました。また、私の事務所には、父に机を置いてもらって一緒に仕事をする事も出来ましたので、私としてはそれなりに満足しています。それでも、父にあれをしてあげれば良かったなあと、もっと一緒に色々出来たのではなかったのかとの思いがあります。

お父さん有難う。あなたの息子であることを誇りにして生きていきます。

2006年12月29日(金)

父が亡くなって、26日に通夜、27日に告別式と慌しく時間が通り抜けて行きました。人が亡くなると遺族は色々することが多く、悲しむ暇さえ与えてくれない気がします。

この間仕事が溜まってしまったため、本当は昨日で仕事納めの予定でしたが、事務所に出て来ました。驚いたことに、体調を崩していた事務局のMさんがお休みを返上して出て来てくれていました。感謝の気持ちと申し訳ない気持ちが交錯した複雑な気持ちでした。もっとも、結局目一杯手伝ってもらいました。さらに驚いたことに、結婚のために10月で退職したSさんまでも、事務所のことを心配してMさんの応援？に手伝いに来てくれました。二人のお陰で、何とか一応の形をつけて、年を越せそうです。